

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）において、円滑で効果的な情報流通を図り、情報システムを優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用するため、情報及び情報システムの運用、管理及び利用に係る体制、役割並びに業務に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員、学生、研究員、委託業者、来学者等であつて情報及び情報システムを利用するすべてのもの（以下「利用者」という。）並びに情報及び情報システムの運用及び管理に携わる者に適用する。

(利用者等の義務)

第3条 利用者並びに運用及び管理に携わる者（以下「利用者等」という。）は、この規程、実施細則及び手順に基づき、情報システムを運用、管理及び利用しなければならない。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「情報システム」とは、法人の情報処理及び情報ネットワークに係るシステム（法人本学の情報ネットワークに接続する機器を含む。）をいう。
- (2) 「情報」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 情報システム内部に記録されたもの
 - イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された法人に係わるもの
 - ウ 情報システムに関するもの
- (3) 「情報資産」とは、情報システム、情報及びこれを記録した電磁的記録媒体をいう。
- (4) 「情報セキュリティ」とは、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 「情報セキュリティ対策」とは、次に掲げる事項を実施するための方法及び手段をいう。
 - ア 情報システムに係る組織及び体制の整備
 - イ 情報及び情報システムの保護
 - ウ 情報処理の制限
 - エ 情報システムの計画、構築、運用及び廃止の各段階ですべき取組
 - オ 必要なセキュリティ機能の明示
 - カ 情報システムに係る脅威からの防止
 - キ その他情報セキュリティ対策に関し必要な事項
- (6) 「実施細則」とは、この規程に基づいて制定される内部規則をいう。
- (7) 「手順」とは、実施細則に基づいて作成される具体的なマニュアル、ガイドライン及び重要通知をいう。
- (8) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第2号に規定する部局をいう。

(総括情報セキュリティ責任者)

第5条 法人における情報セキュリティに関する責任と権限を有する者として、総括情報セキュリティ責任者（CISO（Chief Information Security Officer）に同じ。）を置き、学術情報拠点長をもって充てる。

2 総括情報セキュリティ責任者が欠けたとき、又は事故があるときは、総括情報セキュリティ責任者があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(総括情報セキュリティ責任者補佐)

第6条 法人に総括情報セキュリティ責任者補佐を置き、学術情報拠点副拠点長(情報基盤センター担当)、学術情報拠点副拠点長(医学情報センター担当)及び医学部附属病院医療情報部長をもって充てる。

2 総括情報セキュリティ責任者補佐は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 総括情報セキュリティ責任者の業務の補佐
- (2) 情報システム全般の整備及び運用についての助言及び支援
- (3) 利用者等に対する情報システムの運用、利用及びセキュリティに関する教育の企画及び実施

(情報セキュリティ責任者)

第7条 各部局に情報セキュリティ責任者を置き、部局長をもって充てる。

2 情報セキュリティ責任者は、部局における情報システムの運用方針の決定及び情報システム上での各種問題に対する処置を行う。

(部局内情報セキュリティ管理者)

第8条 情報セキュリティ責任者を補佐し、部局内の構成員の指導、情報の適切な管理等のセキュリティ対策を行うため、各部局に部局内情報セキュリティ管理者を置く。

2 部局内情報セキュリティ管理者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 事務局及び監査室 課長、学部事務部事務長及び監査室長
- (2) 事務局以外の部局 学科、コース、講座等の長のうち部局長が指名する者

(情報システム等管理者)

第9条 ドメイン、サブネット及びサーバ(以下「ドメイン等」という。)を管理するため、ドメイン管理者、サブネット管理者及びサーバ管理者(以下「情報システム等管理者」という。)を置く。

2 情報システム等管理者は、部局内情報セキュリティ管理者と協調し、ドメイン等の環境確保又は情報セキュリティ対策を行う責任及び権限を有する。

(情報セキュリティ監査責任者)

第10条 法人に情報セキュリティ監査責任者を置き、監査室長をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、情報システムの監査に関する事務を統括する。

(情報セキュリティ委員会及び専門部会)

第11条 情報セキュリティに関する事項を審議するため、国立大学法人大分大学情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 情報セキュリティについて専門的に検討し、その対策を講じるため、専門部会を置くことができるものとする。

3 情報セキュリティ委員会及び専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(職務の分離)

第12条 情報セキュリティ対策の運用に係る職務を行うに当たり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 情報システムに係る承認事案の申請者及びその承認者が同一とならないこと。
- (2) 情報システムに係る許可事案の申請者及びその許可者が同一とならないこと。
- (3) 情報システムに係る監査を受ける者及びその監査を実施する者が同一とならないこと。

(情報の格付け)

第13条 情報については、機密性、完全性及び可用性の観点から格付け並びに取扱制限の指定及び明示をしなければならない。

(情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第14条 学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為をしてはならない。

(情報システム運用の外部委託管理)

第15条 情報システムに係る運用業務の全て又はその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保を徹底するために必要な措置を講じなければならない。

(監査)

第16条 情報セキュリティ監査責任者は、情報セキュリティ対策がこの規程、実施細則及び手順に従って実施されていることを監査する。

(見直し)

第17条 この規程、実施細則及び手順は、見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要に応じてその見直しを行う。

2 利用者等は、自らが実施した情報セキュリティ対策に係る事項に課題又は問題点が認められる場合は、当該事項の見直しを行う。

(事務)

第18条 情報セキュリティに関する事務は、研究推進部学術情報課において処理する。

(違反した場合の措置)

第19条 この規程及び実施細則に違反した場合の利用の制限及び違反した場合の措置は、別に定める内部規則によるものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第55号)

この規程は、平成28年9月21日から施行する。

附 則 (平成28年規程第95号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第8号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第34号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。